

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく外国往来船等と陸地との間の交通場所、貨物の積卸場所及び船用品、機用品及び携帯品の積卸場所について、一部を次のように改正し平成28年5月23日から下記のとおりとするので同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

1 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所 在 地	備 考
東港岸壁 (全長296メートル)	唐津市東大島町2番地 31	岸壁けい留船と交通する者に限る。
妙見3号岸壁から同6号岸壁の間に設置されたフェンス上にあるゲート番号1から6の各ゲート6か所	唐津市中瀬通10番地 9、31及び34	"
ENEOSグローブガスターミナル株式会社唐津ガスターミナルLPG大型船専用桟橋に設けられたゲート	唐津市西大島町20番 1号	"

2 貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

場所の名称	所 在 地	備 考
東港岸壁 (全長296メートル)	唐津市東大島町2番地 31	岸壁けい留船に積卸する貨物に限る。
妙見3号岸壁のうちSOLASフェンス内 (全長134.89メートル)	唐津市中瀬通10番地 9	"
妙見4号岸壁 (全長240メートル)	唐津市中瀬通10番地 24	"
妙見5号岸壁及び同6号岸壁 (全長237.38メートル)	唐津市中瀬通10番地 34	"
ENEOSグローブガスターミナル株式会社唐津ガスターミナルLPG大型船専用桟橋	唐津市西大島町20番 1号	ENEOSグローブガスターミナル株式会社唐津ガスターミナル保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

3 船用品、機用品及び携帶品の積卸場所

場所の名称	所 在 地	備 考
東港岸壁 (全長 296 メートル)	唐津市東大島町 2 番地 31	岸壁けい留船に積卸する物 に限る。
妙見 3 号岸壁のうち SOLAS フ ェンス内 (全長 134.89 メートル)	唐津市中瀬通 10 番地 9	"
妙見 4 号岸壁 (全長 240 メートル)	唐津市中瀬通 10 番地 24	"
妙見 5 号岸壁及び同 6 号岸壁 (全長 237.38 メートル)	唐津市中瀬通 10 番地 34	"
E N E O S グローブガスター ミナル株式会社唐津ガスター ミナル L P G 大型船専用桟橋	唐津市西大島町 20 番 1 号	"

平成 28 年 5 月 23 日

伊万里税関支署長 森 英裕